

門司間税会規約

第1章 総論

- (名称)
第1条 本会は、門司間税会と称する。
- (事務所)
第2条 本会の事務所は、北九州市門司区に置く。
- (目的)
第3条 本会は、消費税（印紙税、その他の個別消費税を含む。以下同じ。）の自主的な申告納税体制の確立を通じて税務、税制の公正に寄与し、あわせて、経営の健全な発展を図ることを目的とする。

- (事業)
第4条 本会は、前条の目的を手達成するため、次の事業を行う。
- (1) 消費税の法令、通達等の周知徹底
 - (2) 消費税に関する調査研究及び提言
 - (3) 消費税の転嫁による正常取引の推進
 - (4) 消費税に係る行政施策への協力
 - (5) 会員の親睦と友誼団体との協調
 - (6) その他本会への目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

- (会員)
第5条 本会の会員は、門司税務署の管轄区域の消費税の納税者で、本会の趣旨に賛同する者とする。
- 2 前項に掲げる以外のもので、本会の趣旨に賛同する法人又は個人も会員とする。
- (入会)
第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続により入会することができる。
- (会員の権利義務)
第7条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この規約及び総会の決議に従う義務を負う。
- (退会)
第8条 本会を脱会しようとする者は、所定の脱会手続により退会することができる。

- (除名)
第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。
- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき
 - (2) 本会の名誉を棄損し、又は規約に反する行為があったとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員の総会での弁明の機会を与えなければならない。
- (会費)
第10条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。
- 2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。
- (会員の名簿)
第11条 本会は、別に定める様式により、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。
- 2 前条の会員名簿は、会員に異動が生じた都度、これを訂正するものとする。

第3章

役員等

(役員の種類及び定数)

- 第12条 本会に役員として、理事30名以内及び監事2名を置く。
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、10名以内を常任理事とする。

(役員を選任)

- 第13条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。
- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事のうちから互選する。

(役員職務)

- 第14条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
 - 3 常任理事は、常任理事会を構成し、本会の会務を審理、処理する。
 - 4 理事は、総会の決議に従い、本会の会務を協議、執行する。
 - 5 監事は、民法59条の職務を行う。

(役員任期)

- 第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員のための選任された役員任期は、前項本文の規定にかかわらず、その期の残余期間とする。
 - 3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

- 第16条 本会の役員にふさわしくない行為があった者は、総会の決議を経て、これを解任することができる。
- ただし、当該役員には、弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

- 第17条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤する役員に対しては、理事会の定めるところにより報酬を支給することができる。

(顧問及び相談役)

- 第18条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、常任理事会の推薦により会長が委嘱する。
その任期は、2年とするが、再委嘱を妨げない。
 - 3 顧問及び相談役は、本会の会務運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

(委員会)

- 第19条 本会の会務を適切かつ効率的に執行するため、委員会を設けることができる。
- 2 委員会の運営に関する規定は、理事会の決議を経て別に定める。

(支部及び部会)

- 第20条 本会の業務を分担するため、支部及び部会を置くことができる。
- 2 支部の地域区分及び部会の業種又は税目区分は、理事会の決議を経て会長が別に定める。
 - 3 支部長は、支部の推薦により、部会長は、部会の推薦により、会長がこれを委嘱する。任期は、2年とする。

(職員)

- 第21条 本会の事務を処理するため、事務局を設けることができる。
- 2 事務局の職員及び嘱託は、会長が任免する。
 - 3 職員及び嘱託は、原則として有給とする。

第4章

会 議

(種 別)

第22条 会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第23条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。

4 理事会及び常任理事会には、監事、顧問、相談役も出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることができない。

(審議事項)

第24条 総会は、規約に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他理事会より付議された事項

2 理事会は、規約に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において理事会に委任された事項
- (3) その他本会の運営に関する事項

3 常任理事会は、規約に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 会務の執行に関する事項
- (3) その他会務運営に関する必要な事項

(召 集)

第25条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後2か月以内に会長が召集する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は会員の3分の1以上若しくは理事が会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長は、1月以内にこれを召集しなければならない。

3 理事会及び常任理事会は、会長が必要と認めるときは随時これを召集する。

4 会議を招集するときは、会日の10日前までに目的たる事項、日時及び場所を記載した文章をもって、会議の構成員に通知しなければならない。

ただし、会長がやむを得ないと認めるときは、あらかじめ定めた方法により召集することを妨げないものとする。

(議 長)

第26条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決の方法)

第27条 会議は、その構成員の過半数出席がなければ開会することができない。ただし、構成員のうちその会議に出席できない者は、その他の構成員に委任するか、若しくは、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使することができる。

2 前項ただし書きの規定により議決権を行使した構成員は、当該会議に出席したものとみなす。

3 会議の議事は、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議 事 録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員数及び出席構成員
- (3) 議事の経過の要領
- (4) 議事録署名人名に関する事項

2 議事録には、議長及び議事録署名人名2名以上が記名押印しなければならない。

第5章

資産及び会計

(審査の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、理事会の議決を経て、会長がこれを管理する。

(経費)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(収支予算、収支決算等)

第32条 本会の収支予算及び収支決算は、総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の収支決算については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章

規約の変更及び解散

(規約の変更)

第34条 この規約は、総会の構成員の議決権の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散、残余財産の処分)

第35条 本会の解散は、総会において構成員の議決権の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 本会の残余財産は、総会の議決を経てこれを処分する。

第7章

賛助会員

(賛助会員)

第36条 賛助会員とは、本会の会員の家族や従業員で、本会の趣旨に賛同する者とし、会員の申し出により、入会及び退会できる。

- 2 賛助会員は本会の総会の出席及び議決権は付与されないが、本会のその他の活動には参加できる。

- 3 年会費は1,000円とする。既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

- 4 本会の会員が退会した場合は、賛助会員もその資格を失う。

附 則

- 1 この規約は、平成2年6月18日から実施する。
- 2 従来門司間税協力会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
- 3 本会の改組当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、平成2年4月1日から平成3年3月31日までとする。
- 4 本会の改組当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、前項の事業年度終了後召集される通常総会において選任される役員が就任するときまでとする。

附 則

- 1 平成4年6月15日一部改正
- 2 第10条に規定する会費は、一事業年度3,000円とする。

附 則

- 1 平成8年6月25日一部改正
- 2 第10条に規定する会費は、一事業年度5,000円とし、平成9年4月1日より適用する。

附 則

- 3 平成28年5月24日一部改正